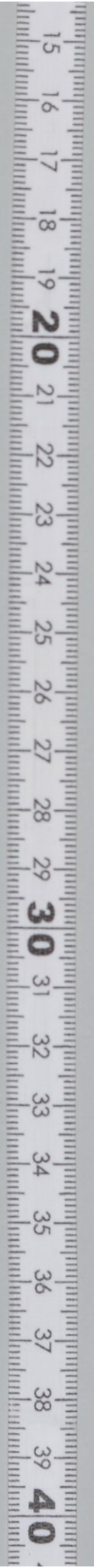


地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。



第一條 本會は日本帝國に於て、以て、運搬事業を主とし、且つ、その利益を、
第二條 本會の資本は、日本帝國に於て、以て、運搬事業を主とし、且つ、その利益を、

第三章 資本及料

第五條 本會は、公費、本會、内債、外債、を併用して、その事業を遂行する。
第六條 本會は、公費、本會、内債、外債、を併用して、その事業を遂行する。

定 款

第七條 本會は、公費、本會、内債、外債、を併用して、その事業を遂行する。
第八條 本會は、公費、本會、内債、外債、を併用して、その事業を遂行する。

第一章 總則
第一條 本會は、公費、本會、内債、外債、を併用して、その事業を遂行する。
第二條 本會は、公費、本會、内債、外債、を併用して、その事業を遂行する。

株式會社眞鍋運送店

料友會插員職取取宝取

株式會社眞鍋運送店定款

第一章 總 則

第壹條 當會社ノ商號ハ株式會社眞鍋運送店ト稱ス

第貳條 當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

- 一、諸貨物内外海陸運送取扱
- 一、之レニ關聯スル附帶業務

第參條 當會社ハ本店ヲ大阪市ニ置キ役員會ノ決議ニ依リ各地ニ支店又ハ出張所ヲ設置ス

コトヲ得

第四條 當會社ノ存立時期ハ會社設立登記ノ日ヨリ向フ貳拾ケ年トス

第五條 當會社ノ公告ハ本店ノ店頭ニ揭示シテ之レヲ爲ス

第貳章 資本及株式

第六條 當會社ノ資本金ハ金五萬圓ト定メ之レヲ貳千五百株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金貳拾圓トス

第七條 株金拂込ノ期日、金額、方法等ハ役員會ノ決議ヲ以テ之レヲ定ム拂込ノ遅延シタルモノハ百圓ニ付日歩四錢ノ割合ヲ以テ延帶利息ヲ支拂ヒ且ツ之レニ因リテ生

シタル損害金ヲモ賠償スヘシ

第八條 當會社ノ株式ハ總テ記名式トシ壹株券、拾株券ノ貳種トス

第九條 當會社ノ株式ヲ當會社設立當初ノ株主以外ニ讓渡セントスルトキハ取締役會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第十條 株主又ハ法定代理人ハ當會社所定ノ書式ニ依リ住所氏名及印鑑ヲ届出ツヘシ之レ

ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ法定代理人ハ其權限ヲ表示スル書類ヲ提出スルコトヲ要ス

第十一條 株式ヲ數人シテ所有スル場合ハ株主タル權利ヲ行使スル者一人ヲ定メ之レヲ當

會社ニ届出スヘシ

第十二條 株主カ株式ノ名義書換ヲ請求セントスルトキハ會社ノ定ムル手續ヲ履行シ且ツ

株券一通ニ付金貳拾錢ノ手数料ヲ支拂フモノトス

第十三條 株券ノ汚損毀損又ハ會社ニ於テ己ムヲ得サル事由アリト認メタル場合ニハ株券

ノ再發行スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニハ株主ハ會社ノ定メタル手續ヲ履行シ且ツ會社所定ノ手数料金參拾錢ヲ

支拂フモノトス

第十四條 株式ノ讓渡以外ノ事由又ハ相續遺贈其他法律上ノ手續ニ依リ株式ノ名義書換ヲ

爲サントスルトキハ取得者ノ記名捺印シタル請求書ニ其ノ株券ト其ノ取得ノ原因ヲ證

明ニスル書類ヲ添ヘテ提出スヘシ

第十五條 株式ノ讓渡ハ會社ノ定メタル手續ヲ履行シ且ツ會社所定ノ手数料金參拾錢ヲ

支拂フモノトス

第十六條 株式ノ讓渡ハ會社ノ定メタル手續ヲ履行シ且ツ會社所定ノ手数料金參拾錢ヲ

支拂フモノトス

第十七條 株式ノ讓渡ハ會社ノ定メタル手續ヲ履行シ且ツ會社所定ノ手数料金參拾錢ヲ

支拂フモノトス

第十八條 株式ノ讓渡ハ會社ノ定メタル手續ヲ履行シ且ツ會社所定ノ手数料金參拾錢ヲ

支拂フモノトス

第十九條 株式ノ讓渡ハ會社ノ定メタル手續ヲ履行シ且ツ會社所定ノ手数料金參拾錢ヲ

支拂フモノトス

第二十條 株式ノ讓渡ハ會社ノ定メタル手續ヲ履行シ且ツ會社所定ノ手数料金參拾錢ヲ

第十五條 株券ノ盗難紛失又ハ滅失等ノ事由ニ依リ新株券ノ交付ヲ請求スル場合ハ其ノ事由並ニ株券ノ種類番號ヲ明記シ當會社ニ於テ適當ト認ムル二名以上ノ保證人運署ヲ以テ交付ヲ請求スヘシ

前項ノ請求アリタル時ハ當會社ハ其請求者ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ其ノ公告ノ日ヨリ六十日ヲ經ルモ他ヨリ異議ノ申出ナク且ツ株券ヲ發見セサル時ハ新株券ヲ交付シ爾後舊株券ハ無効トス

第十六條 當會社ニ於ケル株券再交付ノ手数料ハ第十三條ヲ適用ス

第十七條 當會社ノ定時株主總會前又ハ必要ナル場合一定ノ期間ヲ定メ株式名義ノ書換ヲ停止ス

第參章 株主總會

第十八條 株主總會ヲ分チテ定時、臨時ノ二トシ定時總會ハ毎年十二月及六月ニ之ヲ開キ臨時總會ハ必要ニ應ジ取締役之ヲ招集ス

第十九條 株主總會ノ議長ハ社長又ハ專務取締役之ニ任ス

第二十條 株主總會ニ於テ其ノ所有株式一ヶ毎ニ一ヶノ議決權ヲ有ス

第二十一條 株主カ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使セントスル時ハ其ノ代理人ハ當會社ノ株主タル事ヲ要ス

第二十二條 株主總會ノ議事ハ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキ議長之ヲ決ス

第二十三條 定款ノ變更社債ノ募集及會社解散ノ決議ハ總株主ノ半數以上ニテ資本金ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ議決ス

第二十四條 株主總會ノ決議ハ決議錄ニ記載シ議長及出席株主二名以上之ニ記名捺印シ會社ニ保存スルコトヲ要ス

第四章 役員

第二十五條 當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

一、取締役 三名以上

二、監査役 一名以上

第二十六條 取締役ハ當會社株式五十株以上監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第二十七條 取締役ノ任期ハ滿三ヶ年トシ監査役ノ任期ハ滿二ヶ年トス

但シ其ノ任期カ定期株主總會以前ニ終了スル時ハ總會ノ終了ニ至ル迄伸長ス

第二十八條 取締役ハ在任中其ノ所有スル當會社ノ株式五十株ヲ監査役ニ供托スヘシ

第二十九條 取締役監査役ニ缺員ヲ生シタル時ハ臨時株主總會ヲ召集シ其ノ補缺選舉ヲ行フ但シ法定ノ員數ヲ缺ス且ツ業務執行上差支ナキ時ハ次ノ改選期迄之ヲ延長スルコトヲ得

前項ニ依ル補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第三十條 當會社ハ取締役會ノ互選ニ依リ取締役社長一名專務取締役一名ヲ置ク事ヲ得

第三十一條 取締役社長ハ當會社ヲ代表シ業務ヲ執行ス

第三十二條 取締役會ノ決議ヲ以テ支配人ヲ置ク事ヲ得

第三十三條 專務取締役及支配人ハ社長ヲ補佐シ會社日常ノ業務ヲ處理ス社長事故アル時ハ取締役之ニ代リ其ノ職務ヲ執行ス

第三十四條 取締役會ノ決議ヲ以テ相談役及顧問ヲ置クコトヲ得

第三十五條 取締役會ノ決議ハ出席取締役ノ過半數ニヨル

第三十六條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ報酬總額ヲ定ム

第五章 計 算

第三十七條 當會社ノ決算期ハ年二回トシ毎年十一月廿六日ヨリ翌年五月廿五日迄上半年期

トシ全五月廿六日ヨリ全十一月廿五日迄下半年期トス

第三十八條 當會社ハ各營業年度總收入金ヨリ總損失金ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益

金トシ左ノ割合ヲ以テ配當ス

一、法定積立金 百分ノ五以上

一、役員賞與金 百分ノ二十以下

一、償 却 金 百分ノ三以下

一、社員退職基金 若 干

一、配 當 金 若 干

前項以外ノ純益金ノ剩餘ハ後期繰越トナスヘキモノトス

第三十九條 株主配當金ハ毎決算期末日ニ於テ株主名簿ニ登載セラレタル株主ニ之ヲ配當

ス

但滿三ヶ年内ニ拂渡ノ請求ナキ時ハ會社ノ所得トス

第六章 附 則

第四十條 當會社ノ負擔ニ歸スヘキ創立費用ハ金壹千圓以内トス

第四十一條 本定款ニ規定ナキ事項ハ商法ノ定ムル所ニ依ル

第四十二條 金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者ノ氏名住所其ノ財産ノ種類價格及

之レニ對シテ與フル株式ノ數左ノ如シ

一、什器 拾 五 點 (別紙明細書ノ通り)

此評價格金貳千六百圓也

一、電話 (西三三二九番、西八二三番、福島四九〇番、福島四九一番) 使用權

此評價格金六千圓也

一、大阪市湊區富島町七拾四番地ニ於テ營ム諸貨物内外海陸運送取扱竝ニ之レニ關聯

スル附帶業務ヲ爲ス營業權

此評價格金貳萬八千圓也
右財物ニ對シ與フル株式ノ數左ノ如シ

一壹千八百參拾株 眞部正夫
堺市大濱南町百九拾六番地

第四十三條 發起人ノ住所氏名其ノ引受株數左ノ如シ
一壹千八百參拾株 眞部正夫
堺市大濱南町百九拾六番地

一壹百參拾株 眞部寬
堺市大濱南町百九拾六番地

一壹百拾五株 眞部ノ
兵庫縣武庫郡甲子園月見ヶ里

一壹百株 植田虎太郎
神戸市兵庫區船大工町六拾番屋敷ノ一

一壹拾株 森善次郎
大阪市北區西梅田町拾七番地

一五拾株 眞部孝弘
堺市大濱南町百九拾六番地

一五拾株 眞部種子
堺市大濱南町百九拾六番地